

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

上田市

2. 構造改革特別区域の名称

上田市の産業を支えるIT人材育成特区

3. 構造改革特別区域の範囲

上田市の区域の一部（旧上田市の全域）

4. 構造改革特別区域の特性

上田市は平成18年3月6日、小県郡旧丸子町、旧真田町、旧武石村と合併し、東西約30km南北約40km、面積552km²、人口16.6万人の新生「上田市」に生まれ変わった。新生「上田市」建設計画においては、「日本のまん中人がまん中 生活快適都市 ～水跳ね 緑かがやき 空 ところ 晴れわたる まち～」を新市の将来像として、①新たな自治の創造、②少子高齢社会への環境整備、③にぎわいと交流の促進、④安心・快適な生活基盤の整備を重点施策として取り組んでいくこととしている。

上田市は、長野県の東部に位置し、東京からは190km(新幹線で最短72分)、県庁所在地の長野市からは約40kmの距離にあり、市の中央を千曲川(新潟県から信濃川)が流れ込み、地域を東西に流れている。上田市の北側に位置する菅平高原一帯は上信越高原国立公園に指定され、四阿(あずまや)山や烏帽子(えぼし)岳がそびえている。南側は八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、美ヶ原高原をはじめ2,000m級の山々に囲まれ、豊かな自然環境を形成している。更に、新生「上田市」は、別所温泉、鹿教湯温泉など古くからの温泉地を抱えると同時に、四季を通じて自然に触れ合うことができ、登山、スキーなど様々なスポーツを楽しむ環境を有している。

近代上田市は、農閑期の収入源として始まった養蚕業が盛んになり、全国有

数の蚕種の生産地「蚕都」として栄えた。蚕と繭と生糸との関わりの強い地域であり、これらはすべて最終商品ではなく、そのため中間に位置する物を取り扱う商業が多く、流通における中間拠点としての機能を担っていた。中間拠点として人と物の動きが活発であったため、おのずと情報が集積する情報都市としての機能も備えていた。

蚕業衰退後、機械金属工業が発展し、製造品出荷額において長野県内トップクラスの工業地帯を形成しているものの、国際化の進展による生産拠点の海外シフトや安い海外製品との競争激化などによる空洞化が深刻な状況になっている。このような情勢の中で、「新しい産業の創設なくしては地域の産業は生き残れない」との結論に至り、情報都市として高度情報化社会への対応を図り、国際競争に打ち勝つことのできる企業環境と新産業創出に向けた施策の実施が急務となった。

当市では、従来から情報コンテンツの重要性に注目し、産業育成に取り組んできた。昭和61年近隣三町（坂城町、旧東部町、旧丸子町）とともに情報化による住みよい地域づくりを目指し、旧郵政省からテレトピア計画の2次指定を受け、地域情報化に先進的に取り組んできた。情報の格差は即ち、企業間、地域間の競争における優勝劣敗につがる重要な課題であり、取り残された場合、情報化社会における「陸の孤島」となり、地域基盤の弱体化に繋がるとの共通認識の下、第三セクターの(株)テレコム・ユー、(株)上田ケーブルビジョンを推進法人として、「ソフトサイエンス技術情報システム」、「異業種共同POSシステム」、「商店情報提供システム」、「社会教育システム」及び「地域情報ネットワークシステム」の事業を行なった。現在、(株)テレコム・ユーは地域の行政業務の運営受託を中心に業務を変革させ、(株)上田ケーブルビジョンは、第一種通信事業者となり、インターネットプロバイダー業務も実施している。

平成7年には、地域のマルチメディア関連産業の育成・振興と人材育成を目的として、旧通産省の産業再配置促進施設整備補助事業を活用し全国に先駆けて、「上田市マルチメディア情報センター」を県営リサーチパーク内に整備した。学習教材や企業広告の映像ソフトの作成や地域文化や地場産業の映像情報を「地域映像デジタルアーカイブ事業」として、デジタル化による保存を進め、マルチメディアの黎明期から啓発と新映像産業の振興を積極的に推進してきた。

また、浅間テクノポリス開発機構では、「浅間新映像産業育成プロジェクト」として、地域内のクリエイターによる商業ベースのCGを作成するなど、新映像産業を構築するための基盤技術の核づくりが進められている。更に、情報化を支える人材育成の拠点として長野県工科短期大学を県営リサーチパーク内に誘致し、情報技術科における高度職業訓練を通じて、マルチメディア制作やシステム構築等の技術者の育成を推進している。

加えて、浅間テクノポリス構想の特徴である学術研究機能の集積を活用した産学官連携事業においては、平成14年に市内にある信州大学繊維学部構内に地方自治体としては全国で初めての共同研究施設である「上田市産学官連携支援施設（ASAMA Research Extension Center（通称：AREC）」を設置し、大学等の技術シーズと地元企業のニーズをマッチングさせ、当地域の特性を活用した事業を積極的に推進している。この連携により企業の技術力がさらに高まると共に、新産業の創出や新規創業が図られ、製品化に至る事例も増え、平成15年度には日本新事業支援機関協議会から「JANBO Awards 2004」のビジネス・インキュベーション部門の賞を受賞するなど、大きな成果となって地域産業界の活性化に繋がっている。

また、「AREC」事業の母体となる「ARECプラザ」においては、創設時の会員企業36社から、現在は大幅に会員企業が増加し長野県内外の企業を加えた会員企業160社から構成され、予想を上回る賑わいを見せている。更に平成17年には、「ARECプラザ」を運営する（財）上田繊維科学振興会が、経済産業省の「広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業」の一般型に選出されるなど、国においてもその取り組みが評価されている。

以上のとおり、当市がこれまで培ってきた情報都市基盤と産学官連携による新産業創出基盤を強化し融合させ、国際競争に打ち勝つことのできる骨太の産業構造の構築、更なる新産業創出と新規創業の促進、それに伴う雇用の拡大による地域経済活性化を図るためにも、今後ますます進展していく高度情報化社会を支えるIT人材の育成が求められている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

上田市は、平成11年3月に「未来にはばたく 情報先端都市」を基本理念に、1. 情報利活用のための広域的基盤整備の促進、2. 安心して暮らせる人にやさしい地域情報化の推進、3. 新映像産業の育成と情報化による産業の活性化、4. 高度情報化に対応した学校教育と生涯学習の推進、5. 行政の情報化推進による住民サービスの向上、6. 個性ある地域文化の振興と国内外との交流の促進を基本目標に掲げた「上田市高度情報化推進基本計画」を策定した。

昨今の情報通信網の高速化、家庭、企業、学校、公共施設での情報機器の導入、携帯電話の普及など、情報化の進展は著しく、生活の至る所で情報機器が利用されている。間もなく全国的に開始される地上デジタル放送などは最も身近な情報機器となって深く生活に浸透していくことになる。

しかし、高度情報化の恩恵をより有効に享受するためには、高度なIT技術者、研究機関との連携により、ITの利活用に関する知識の普及や能力の向上

を図って行かなければならない。これらを活用する技術者の育成が急務となっている。

(1) I Tを支える技術者の拡大

「基本情報技術者」、「初級アドミニストレータ」は情報処理に関する基本資格とされており、当該特例措置の活用は、これらの国家試験受験者の負担を軽減し、受験機会の増加にも繋がると推測され、I T関連産業へ就職を目指す学生等の増加が期待される。

情報通信技術は今後も成長分野として期待され、既に多くの産業の基礎を支える貴重な技術となっており、企業活動においても不可欠なものとなっている。今後、更にI T技術者の需要は高まるものと推測され、これら技術者の育成、確保はより重要性を増すと考えられる。

(2) I T等情報関連教育機関の育成

専門学校や大学など教育機関での教育が「基本情報技術者」、「初級アドミニストレータ」といった資格取得に貢献している。

本特例措置を活用し講座の開設者となる「上田情報ビジネス専門学校」は、昭和24年に「上田速算会」として開設され、平成7年から情報経理科を設置し、情報専門教育には10年以上の実績を有している。平成9年には建築CAD科、平成16年からは情報処理化ネットワークエンジニアコース、デジタルクリエイターコースを設置し、長野県内でも有数の情報専門学校に成長している。

このようなI T人材を育成する教育機関の活動を支援することは、情報教育のレベルアップに繋がる。今後、市内の高等学校、大学等情報処理関係の教育機関へのインセンティブとしても期待され、多くの地域が競争し、地域の試験合格率が高まることにより、多くのI T技術者を輩出することが期待できる。また、これら教育機関が活性化しより多くの学生が集まり地域が活性化するといったことにも期待ができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

(1) I T技術者育成の促進

I T関連の産業は、我が国産業の根幹を担うものであり、今後も高い成長が見込まれる産業分野である。その一方、ソフトウェア開発やプログラミングなどといった単純作業は、インドを代表とするI T新興国など人件費が比較的安い地域に外注する企業も増えてきている。すなわち、I T関連産業でも「産業

の空洞化」が進行しつつあるのが現状である。

このような状況下においては、当然、数量的な意味でIT人材を育成することも必要ではあるが、それだけに留まらず、より高度な技能を備えた人材を育成することで競争力の向上を図ることも必要と考えられる。特にシステム設計などといった高度技術が要求される作業では、専門性に富んだ技術者が求められるのは言うまでもないことである。すなわち、今後のIT関連産業の発展はより高度な技術者を如何に育成できるかといったことが重要になってくる。

(2) 国家試験の受験者の増加、合格率の向上

情報処理技術者試験については、企業や大学等からも高い評価を得ており、優遇制度が設けられるなど就職や進学に有利とされていることから、個々の職業能力の開発においても広く活用されている。また、本特例措置に基づく講座開設事業を予定する上田情報ビジネス専門学校においては、情報処理技術者の効果的な育成を図るための教育内容の整備がさらに進められることから、当該試験の合格率及び合格者数の増加は十分に期待できる。

そこで、上田情報ビジネス専門学校と連携し、若者のIT関連能力の開発、当該国家試験の合格者を増加させ、長野県の受験者数、合格者数、合格率の向上に寄与することを目指し、IT産業の裾野を拡大することに積極的に取り組んでいく。

【長野県の基本情報技術者試験及び初級システムアドミニストレータ試験の合格状況】

長野県内	平成 16 年度		平成 17 年度	
	基本情報技術	初級シスアド	基本情報技術	初級シスアド
受験者数	1,271	1,897	1,109	1,640
合格者数	211	515	141	462
合格率	16.6%	27.1%	12.7%	28.2%

【上田情報ビジネス専門学校の基本情報技術者試験及び初級システムアドミニストレータ試験の合格状況】

上田情報ビジネス専門学校	平成 16 年度		平成 17 年度	
	基本情報技術	初級シスアド	基本情報技術	初級シスアド
受験者数	67	74	53	109
合格者数	4	12	9	21
合格率	6.0%	16.2%	17.0%	19.3%

本市では第三次上田市総合計画（平成8年度から平成17年度）の将来像に掲げられている「創造・活力・ときめきのまち 上田～学術研究都市をめざし

て～」という将来像の実現において新たな産業の育成を目指しているほか、新生「上田市」建設計画には、「新産業・新技術の開発促進」として、企業の人材育成の促進、技術力の一層の向上や質の高い労働力の確保などを目標に掲げている。本特区の目標とする I T 人材の裾野の拡大は、これら計画の新産業、新技術の開発を支える人材育成に大きく寄与するものと考えられる。

特に、本特例措置に基づく講座開設事業を実施することで、国際インターネット資格である C I W 取得者も増加することから、国際競争力に秀でた高度な I T 技術者の養成も強化されると期待できる。加えて、これまで培ってきた上田情報ビジネス専門学校の特徴ある教育の効果も考えれば、この特例措置に基づく講座を開設することは、まさに「就職力」を備えた有望な人材を送り出していくことにも繋がると考えられる。

そして、増加したこれらの有望な I T 人材が地域企業で就業するようになり、あるいは I T を利用して起業を志す者となり、最終的には地域産業の振興へと繋がるものとも考えられる。

7. 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置による講座開設事業により、「基本情報技術者試験」、「初級システムアドミニストレータ試験」の受験者が増加し合格者が多数輩出され、地元企業に就職することで、当地域の I T 関連企業を育成し、その結果による地域経済、日本全体の経済の活性化に大きく貢献するものである。また、I T 産業の育成、集積により高度情報化社会を享受するためのインフラ整備も促進されるものと期待される。

本特区の認定の効果としては、

(1) 人材育成と地域産業への貢献

高度 I T 技術と知識を習得した有為の人材を広く社会に供給し、地域の情報産業及び各種産業へ貢献することができる。

(2) 新産業創出

新産業の創出と新たな分野での産学官連携が生まれ、それに伴う雇用の拡大も期待できる。

(3) 企業立地に向けた環境整備

高度 I T 化のインフラ整備が進み、各企業の情報化が促進されると共に、企業の立地環境が向上する。

などが効果として期待できる。

8. 特定事業の名称

- ・修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1143）
- ・修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（1144）

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 浅間テクノポリス構想の推進

当地域は工業生産が高く民間の活力があり、また学術研究機関として信州大学繊維学部及び長野大学があり高度な技術が集積しているうえ、研究開発（ベンチャー）精神が旺盛であるなどの地域特性が認められ、高度技術集積都市として、当市を含む三市六町一村（国の承認当時）を圏域とし昭和62年12月に旧通産省の承認を得た。

東塩田（上田市）の東山山麓に中核開発ゾーンとして県営上田リサーチパークを整備し、各企業の生産施設と共にテクノロジーセンター等の研究開発施設、上田市マルチメディア情報センター及び長野県工科短期大学校が建設され、産業振興と産学官交流事業の取り組みを推進している。

(2) 産学官連携推進事業

平成13年1月に研究交流促進法施行例に基づく認定を受け、翌平成14年2月に信州大学繊維学部内に上田市産学官連携支援施設、通称「AREC」を設置し、先進的な研究を進める大学とものづくりをする企業との技術交流・技術相談の場を提供し、新産業創出及び新規創業の促進を図っている。

1. 特定事業の名称

1131（1143） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

上田情報ビジネス専門学校

所在地：〒386-8691 長野県上田市中央3-7-5

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4. 特定事業の内容

（1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

- 一. 「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」（C I W併用コース）別添資料1のとおり。

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営することとし、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

（2）修了認定の基準

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

- 一. 民間資格試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得すること。
- 二. 前号に加え、認定講座を7割以上の出席を以って履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当試験における合格基準点は、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（試験事務）を行う場

合にあっては、I P A。以下同じ) が同意した上で設定されるものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

- 一. 修了認定に係る試験は、当該の認定講座の終了日以降に実施するものとし、その実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。
- 二. 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定した施設とする。
- 三. 修了認定に係る試験の問題は、J A C C が統一して作成したもののうち、経済産業大臣の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、経済産業大臣が提供する問題を利用する。
- 四. 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。但し、経済産業大臣が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- 五. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格試験の取得を証する写しを併せて、経済産業大臣 (I P A が試験事務を行う場合にあっては、I P A) に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

- 一. 民間資格の名称 : 「C I W アソシエイト」
- 二. 試験の試験項目 : 「C I W ファンデーション」

CIW のカリキュラムは、特定の技術や知識を対象とせず Windows と Linux、Internet Explorer と Netscape など業界標準となっている技術や知識を対象としており、1998 年から実施されている。

CIW 試験範囲の項目

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用

		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディングⅠ
		2	HTMLコーディングⅡ
		3	HTMLコーディングⅢ
		4	HTMLコーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

5. 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通知識を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものであるが、本特例措置を受けようとする者はいずれも、これまでに高度な能力を備えたIT

人材の育成を図るための教育および諸講座の運営を行ってきた実績がある。

また、今回の講座の修了認定の基準に含まれる民間資格「C I W」は、米国における I T 人材評価フレームワーク「N W C E T」に準拠して開発された資格であり、今や全世界において普及するインターネットの世界標準資格である。また日本国内においては、経済産業省策定の「I T スキル標準」(I T S S) が求めるものとも合致しており、すなわち日本国内外を問わず高い素養を持った I T 人材の輩出に貢献してきた民間資格試験である。

本特例措置を受けようとする者が、この民間資格試験を用いて当該認定の講座を開設することは、公平性および初級システムアドミニストレータ試験での一定の合格率を担保しつつ、同時に受験者の負担軽減および受験機会の増加を図ることをも可能にするものであり、これはシステムアドミニストレータのより効果的な育成へと繋がるものである。併せて、国外においてもその I T スキルを証明させることができる効果を踏まえれば、まさに国際的に通用し得る I T 人材の輩出に一層の促進がもたらされることが予見され、これは情報産業活性化などによる地域経済の発展にも寄与することが期待できものである。

1. 特定事業の名称

1132（1144） 修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

上田情報ビジネス専門学校

所在地：〒386-8691 長野県上田市中央3-7-5

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4. 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

一. 「基本情報処理技術者試験対策講座」（C I W併用コース）

別添資料2のとおり。

認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営することとし、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

一. 民間資格試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得すること。

二. 前号に加え、認定講座を7割以上の出席を以って履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当試験における合格基準点は、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（試験事務）を行う場

合にあっては、I P A。以下同じ) が同意した上で設定されるものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

次の各号に掲げるものを満たすものであること。

- 一. 修了認定に係る試験は、当該の認定講座の終了日以降に実施するものとし、その実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。
- 二. 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定した施設とする。
- 三. 修了認定に係る試験の問題は、J A C Cが統一して作成したもののうち、経済産業大臣の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、経済産業大臣が提供する問題を利用する。
- 四. 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。但し、経済産業大臣が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- 五. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格試験の取得を証する写しを併せて、経済産業大臣に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

- 一. 民間資格の名称：「C I Wアソシエイト」
- 二. 試験の試験項目：「C I Wファンデーション」

CIWのカリキュラムは、特定の技術や知識を対象とせずWindowsとLinux、Internet ExplorerとNetscapeなど業界標準となっている技術や知識を対象としており、1998年から実施されている。

CIW試験範囲の項目

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ

(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディングⅠ
		2	HTMLコーディングⅡ
		3	HTMLコーディングⅢ
		4	HTMLコーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

5. 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものであるが、本特例措置を受けようとする者はいずれも、これまでに高度な能力を備えたIT人材の育成を図るための教育および諸講座の運営を行ってきた実績がある。

また、今回の講座の修了認定の基準に含まれる民間資格「C I W」は、米国における I T人材評価フレームワーク「N W C E T」に準拠して開発された資格であり、今や全世界において普及するインターネットの世界標準資格である。また日本国内においては、経済産業省策定の「I Tスキル標準」(I T S S)が求めるものとも合致しており、すなわち日本国内外を問わず高い素養を持った I T人材の輩出に貢献してきた民間資格試験である。

本特例措置を受けようとする者が、この民間資格試験を用いて当該認定の講座を開設することは、公平性および基本情報処理技術者試験での一定の合格率を担保しつつ、同時に受験者の負担軽減および受験機会の増加を図ることをも可能にするものであり、これは基本情報処理技術者のより効果的な育成へと繋がるものである。併せて、国外においてもその I Tスキルを証明させることができる効果を踏まえれば、まさに国際的に通用し得る I T人材の輩出に一層の促進がもたらされることが予見され、これは情報産業活性化などによる地域経済の発展にも寄与することが期待できものである。